

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

〔政令〕

〔日次〕

- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、その旨を公告する件（同八）
- 日本国に帰化を許可する件
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があつた件（同六四）
- 海上における射撃訓練を実施する件（防衛四六、四七）
- 都市計画に関する件
- 関東地方整備局七八）
- 道路に関する件（同七九～八一）
- 都市計画に関する件
- （北陸地方整備局一二、一三）
- 都市計画に関する件
- （近畿地方整備局二九～三一）
- 道路に関する件
- （中国地方整備局一六、一七）
- 都市計画に関する件（同一八～二〇）
- 道路に関する件（同二二～二四）
- 都市計画に関する件
- （四国地方整備局二一）
- 道路に関する件（同二二～二四）
- 医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二〇）
- 警察法施行令の一部を改正する政令（四九）
- 国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書に関する規則を廃止する規則（国家公安委三）
- 警察職員の服務の宣誓に関する規則の一部を改正する規則（同四）
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委六）
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同七）

〔告示〕

- | | | |
|---------------------------------|-----|-------|
| 官房 | 裁判所 | 会社その他 |
| 建設業の許可の取消処分関係 | | |
| 相続、公示催告、失踪、除權決定、破産、免責、特別清算、再生関係 | | |

- 政衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四七）
- 自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する政令（四八）
- 警察法施行令の一部を改正する政令（四九）

〔省令〕

〔国会事項〕

〔皇室事項〕

〔公告〕

〔諸事項〕

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第四九号）（警察庁）

- 1 警察法第五六条の四第一項本文の規定による任命をされた警察官が退職した場合の退職手当については、国は、都道府県に対し、当該警察官が当該任命の日の前日に定年により退職したものとするならば支給されることとなる退職手当の額は相当する額（当該額が当該警察官に対する支給される退職手当の額を超える場合にあっては、当該現に支給される退職手当の額）を補助することとした。（第三条関係）
- 2 この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四七号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二六号）の施行期日は令和五年三月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定（同法附則第五条及び第六条の規定に限る。）の施行期日は同年四月一日とすることとした。

◇自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四八号）（防衛省）

自衛隊法施行令の一部改正関係

1 陸上自衛隊の師団及び旅団の編成を改めることとした。（第一〇条及び第二二条の二関係）

2 陸上自衛隊石垣駐屯地を新設し、その名称及び位置を定めることとした。（別表第七関係）

二 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の新設される陸上自衛隊石垣駐屯地を特地官署とすることとした。（別表第六関係）

三 施行期日
この政令は、令和五年三月一六日から施行することとした。

当の額に相当する額（当該額が当該警察官に対する支給される退職手当の額を超える場合にあっては、当該現に支給される退職手当の額）

現に支給される退職手当の額を超える場合にあっては、当該現に支給される退職手当の額）

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

政

令

御名 御璽

令和五年三月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十七号
防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二十六号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は令和五年三月十六日とし、同法附則第五条及び第六条の規定に限る。）の施行期日は同年四月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 松本 剛明
厚生労働大臣 加藤 勝信
防衛大臣 浜田 靖一

令和五年三月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十八号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令を改正する。内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条の二第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）
第一条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

別表第七宮古島駐屯地の項の次に次のように加える。

石垣駐屯地

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

石垣市

別表第六宮古島駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関の項の次に次のように加える。	附則
この政令は、令和五年三月十六日から施行する。	
内閣総理大臣 岸田 靖一	防衛大臣 浜田 靖一

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄
内閣総理大臣 岸田 文雄
内閣総理大臣 岸田 文雄
内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十九号

警察法施行令の一部を改正する政令
内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警視監施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

法第五十六条の四第一項本文の規定による任命をされた警察官が退職した場合の退職手当については、第一項の規定にかかわらず、国は、都道府県に対し、当該警察官が当該任命の日の前日に國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十一条の六第一項の規定により退職したものとなるならば、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定により支給されることとなる退職手当の額に相当する額（当該額が当該警察官に対し現に支給される退職手当の額を超える場合にあつては、当該現に支給される退職手当の額）を補助するものとする。

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附則

令和五年三月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

省令

令

○厚生労働省令第二十号
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十七条の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十日

医療法施行規則の一部を改正する省令

第十四条 病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に存する医薬品、医療機器及び再生医療等製品につき医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をしなければならない。

改	正	後
第十四条 病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に存する医薬品、医療機器及び再生医療等製品につき医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をしなければならない。	（傍線部分は改正部分）	

改	正	前
第十四条 病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に存する医薬品、再生医療等製品及び用具につき医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をしなければならない。		

(新設)

病院、診療所又は助産所の管理者は、医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティ(サイバーリテイ)を確保するために必要な措置を講じなければならない。

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

規則

附則

○国家公安委員会規則第三号
国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和五年三月十日

国家公安委員会委員長 谷 公一

国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書に関する規則を廃止する規則 (平成十九年国家公安委員会規則第十号) は、廃止する。

附則

この規則は、令和五年三月十三日から施行する。

○国家公安委員会規則第四号
国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)の施行に伴い、警察職員の服務の宣誓に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月十日

国家公安委員会委員長 谷 公一

警察職員の服務の宣誓に関する規則の一部を改正する規則 (昭和二十九年国家公安委員会規則第七号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
新たに警察職員(非常勤職員)(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号))第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。及び臨時の職員を除く。)となつた者は、次の宣誓書を任免権者に提出しなければならない。	私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加
宣誓書	宣誓書
私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加	新たに警察職員(非常勤職員)(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号))第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)及び臨時の職員を除く。)となつた者は、次の宣誓書を任免権者に提出しなければならない。
宣誓書	宣誓書

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由	政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男
五一五五	大熊 繁紀	四、八、九	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号	政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号)第二十九条第一項の規定に基づき、登録
〇政治資金適正化委員会告示第八号	政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)	第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資	金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。	政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男
令和五年三月十日				
八〇〇	伊藤 晓美	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日	政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

○政治資金適正化委員会告示第六号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第二百九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。
政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告示

示

入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。
入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。

附則

年月日

氏名

年月日

氏名

入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。